

千年村プロジェクト名称及びロゴマーク使用に関する契約書

千年村プロジェクト事務局（以下「甲」という。）と、認証千年村_____（以下「本認証千年村」という。）の認証管理者である_____（以下「乙」という。）とは、乙が千年村プロジェクトの名称（以下「千年村名称」という。）及び千年村ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用するに際し、本契約の条項を遵守することを双方合意した。甲、乙は本契約が本認証千年村のみならず、各地にある千年村の存在を讃えるとともにその持続性に寄与、貢献するために、互に、本契約を誠実に遵守することを誓約する。

第1条 （千年村プロジェクト名称及びロゴの仕様）

千年村名称及びロゴマークの知的財産権は甲に帰属し、それぞれの仕様と使い方は次に示す。

- a. 千年村名称の仕様と使い方を付属書1に示す。
- b. ロゴマークの仕様と使い方を付属書2に示す。

第2条 （認証千年村の千年村名称及びロゴマークの使用）

- a. 乙は善良で適切な管理のもと、認証地域が認証千年村であることについて言及することができる。
- b. 乙は認証千年村の持続に寄与する公共活動に対して、第3条の手順に基づき、甲に許可を得た後、千年村名称ならびにロゴマークを使用することができる。

第3条 （認証千年村の千年村名称及びロゴマークの使用許可手順）

認証千年村の千年村名称及びロゴマークの使用許可の手順を次に示す。

- a. 乙が第2条b項の申請を行う場合は、甲に対して事前に協力申請をその活動の企画内容がわかる説明書、図案（草案でも可）とともに提出する。甲はその内容を検討し、乙に対して1ヶ月以内に可否を連絡する。
- b. 「千年村プロジェクト」の協力が得られた活動は、「千年村プロジェクト」が協力者であることを明記し、千年村プロジェクトの名称とロゴマークを、印刷物、インターネット等の電子媒体で使用することができる。
- c. 乙は活動の実施後、活動の報告として、千年村プロジェクトの名称及びロゴマークを用いた成果物を一部以上、甲に送付する。

第4条 (千年村認証及びロゴマークの意義)

千年村認証及びロゴマークは、使用を許可された乙及び乙が管理者となる認定千年村が、千年村プロジェクトの理念、憲章に賛同し、千年村プロジェクトの活動を応援しているというメッセージである。千年村認証及びロゴマークは、本契約に基づき乙が使用する公共活動及び甲が特別に認めた活動の品質及び性能を保証するものではない。千年村認証及びロゴマークを使用した公共活動について、事故等が生じた場合も甲は一切の責任を負わない。

第5条 (禁止事項)

乙は使用する千年村名称及びロゴマークの改変、抽出、別図柄へのはめ込み等の使用をしてはならない。

乙は使用する千年村名称及びロゴマークの再販売、再貸与、譲渡及びこの契約に基づく一切の権利義務を第三者に譲渡してはならない。

第6条 (報告事項)

乙は、千年村認証維持報告時または適宜甲の求めに応じて、第3条各項に定める千年村名称及びロゴマークの使用状況について報告を行う。報告は甲が示す様式に加えて写真やチラシなどの成果物を用いて行う。

第7条 (千年村名称及びロゴマークの不正使用)

甲は、乙が千年村名称及びロゴマークの不正使用を行った場合に、千年村名称及びロゴマークの使用取り消し、停止、乙の管理人登録の取り消しなどの措置を取ることができる。不正使用が疑われる場合、甲は乙に対して使用の適切性について、報告の要求、又は乙に立ち入り検査を行うことができる。

これらの場合、甲の要求について、乙は甲に対し必要かつ十分な協力を行わなければならない。

本契約成立の証として本書2通を作成し、甲、乙1通ずつこれを保持する。

年 月 日

住 所
甲 名 称
代表者名

㊟

認証千年村名称

住 所
乙 名 称
代表者名

㊟